

庁議（令和８年６月１２日）結果について

- １ 開催日 令和８年６月１２日（金）
- ２ 場 所 持ち回りによる
- ３ 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- ４ 説明者 市民部長
- ５ 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主管

６ 付議事項

（１）平塚市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について

概要	１ 改正の趣旨 令和８年６月１４日に出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第５９号）が施行されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）が改正され、新たに発行される特定在留カード又は特定特別永住者証明書（在留カード又は特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化したもの）もマイナンバーカードとみなすとされた。そのため印鑑条例の一部を改正し、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するもの。 ２ 改正の内容 多機能端末機（コンビニ交付サービス）を利用して印鑑登録証明書を申請する時は、マイナンバーカード及び移動端末設備用に搭載された利用者証明用電子証明書をを用いることを定めているが、「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」に搭載された利用者証明用電子証明書を追加する。 ３ 施行日 公布の日
結果	審議の結果承認された。

以 上